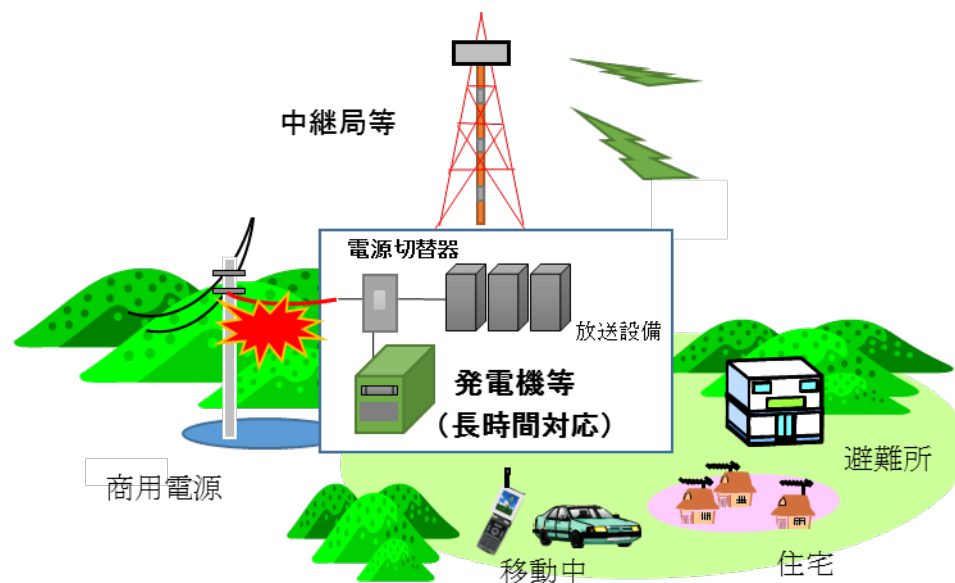


大規模な自然災害が発生した場合においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させるため、地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化を図る地上基幹放送事業者等に対して整備費用の一部を補助することにより、電波の適正な利用を確保する。

- (1) 事業主体： 地方公共団体等、地上基幹放送事業者等
- (2) 補助率： 地方公共団体等 1/2、地上基幹放送事業者等 1/3



大規模な自然災害時に、放送局等が被災した場合、
周波数の利用効率の低下をもたらすおそれ

放送局等の
耐災害性を強化

現用放送局の放送継続により、
周波数の利用効率の低下を回避

適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの
放送を継続し、電波の適正な利用を確保